

令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業提案公募実施要領

1 目的

高松市が健康づくりの拠点の一つとして整備している瓦町FLAG8階瓦町健康ステーションにおいて、65歳以上の市民を対象に、受講者自身の介護予防や健康増進に資することを目的とした講座を開設し、認知症予防や身体機能維持を図るための事業を実施します。

なお、事業者の選定に当たっては、提案内容や能力等を総合的に判断し、本事業に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施します。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業

(2) 事業内容

別添「令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

瓦町健康ステーション大会議室

高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG8階

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

¥1,440,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 事業の趣旨を理解し、委託事業を適格に遂行するに足る能力、当該事業遂行に必要な技術等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- (5) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していないこと。

(6) 次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

4 スケジュール（一部予定を含む。）

日 時	内 容
令和7年4月7日（月）～同年4月25日（金）	提案公募関係資料の配布
令和7年4月7日（月）～同年4月14日（月）正午	質問受付期間
令和7年4月17日（木）午後5時	質問回答期限
令和7年4月18日（金）～同年4月25日（金）午後5時	参加表明書及び企画提案書等の提出期間
令和7年5月上旬～中旬	市からの質問への回答期限
令和7年5月下旬	採択者決定

5 公募関係資料の配布

(1) 配布資料

- ア 令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業提案公募実施要領
- イ 令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業基本仕様書
- ウ 関係様式
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 企画提案書（様式第2号）
 - (ウ) 提案価格書（様式第3号）
 - (エ) 会社概要書（様式第4号）
 - (オ) 業務実績書（様式第5号）
 - (カ) 辞退届（様式第6号）
 - (キ) 質問書（様式第7号）

(2) 配布方法

高松市ホームページ「もっと高松」からダウンロードしてください。

6 公募に関する質問

(1) 質問の受付期間及び方法

本提案公募に関する質問がある場合には、令和7年4月14日（月）正午までに、質問書（様式第7号）に質問事項を記載の上、7（5）に記載の長寿福祉課までEメールにより提出してください。なお、件名は「【質問】令和7年度瓦町健康ステーション講座企画運営事業」とし、提出後、長寿福祉課介護予防係に電話連絡をしてください。

(2) 質問に対する回答

令和7年4月17日(木)午後5時までに、提出された質問及び回答を高松市ホームページで公開します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問については回答を行いません。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ 他の応募者からの提案提出状況に関するもの
- キ 質問受付期間外に提出されたもの
- ク 6(1)以外の方法によるもの

(3) その他

質問に対する回答は、本提案公募実施要領、基本仕様書に対して、追加又は修正したもののみなします。

7 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出してください。なお、提出された書類等の返却は行いません。

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 企画提案書(様式第2号)(様式自由)
 - (ア) 仕様書を熟読の上、別表1「評価基準」に留意し、計画性、企画性、実現性、実効性のあ
る内容を示すこと。
 - (イ) 「講座全体のタイトル」及び「スケジュール」を含めて提案すること。
 - (ウ) 全32回それぞれの講義時間、講義内容、講師名(予定でも可)を示すこと。
 - (エ) 全体で15ページ以内に収めること。
 - (オ) 記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む。)とすること。
 - (カ) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。
- ウ 提案価格書(様式第3号)
 - 内訳書(任意様式)を添付すること。
- エ 会社概要書(様式第4号)
- オ 業務実績書(様式第5号)
- カ 団体が確認できる書類
 - 履歴事項全部証明書(提出日から遡って1か月以内に発行されたものに限る。)、定款・規
約等の写し、役員・会員名簿
- キ 高松市税の滞納がないことを証明できるもの
 - (滞納無証明書。ただし、提出日から遡って1か月以内に発行されたものに限る。)

なお、高松市に事業所がない場合には、本社所在地での同様の証明書に変えることができます。

ク 「令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登録されている事業者については、7（1）カについては提出を省略できるものとする。

(2) 書式 A4版（A3版片袖折りも可）

(3) 提出部数 紙ベース：正本1部、副本3部（コピー可） 計4部

(4) 参加表明書及び企画提案書等の提出期間

令和7年4月18日（金）から令和7年4月25日（金）午後5時まで。

受付時間は、提出期間の窓口開庁時間内とし、最終日は午後5時までとします。

(5) 提出方法

郵送又は持参

郵送の場合には、提出期間内に到着したものに限り受理します。

(6) 提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 介護予防係

電話：087-839-2346 FAX：087-839-2352

E-mail：chouju@city.takamatsu.lg.jp

(7) 参加表明書後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第6号）を提出してください。

8 提出書類に対する質問

提出書類に疑義がある場合、市より質問することがあります。なお、質問がある場合は、個別に連絡を行います。

9 事業者の選定

(1) 提出書類の内容に不備がなく、かつ、本公募要領「3参加資格」を満たす者の中から、別表1「評価基準」に基づき書面により審査・採点を行い、合計点数が満点（300点）の6割（180点）以上、かつ、最も点数が高い企画提案者を採択します。ただし、これにより選定することが難しい場合には、選定員間で協議・検討し、選定できるものとする。

(2) 応募が1事業者のみの場合でも、審査の結果、合計点数が180点を超過している場合には、採択事業者とします。

(3) 選定後、選定結果を各企画提案者に通知します。なお、選定結果や審査内容に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。

(4) 高松市ホームページにて採択者名を公表します。

10 業務委託契約

- (1) 契約内容
契約しようとする仕様や条件等については、採択者と協議を行い、決定します。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 契約保証金
要する。
ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (4) 委託料の支払条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、適法な請求に基づき支払います。

11 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

12 参加者の失格

次に掲げる事由が生じた場合は、失格とします。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 見積額が、「2業務委託の概要(5)提案上限額」を超えている場合
- (5) 参加者による事業実施が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が事業を行うことについてふさわしくないと認めた場合

13 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページをご参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

14 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

16 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提案が採択された場合であっても、契約手続の完了までは、高松市との契約関係は生じません。
- (3) 基本仕様書については、本提案公募において定める内容を逸脱しない範囲で、採択された企画提案書に応じた仕様書へと変更します。
- (4) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、本市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、選定結果に関わらず、提出書類は返却しません。
- (5) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。

別表1 評価基準

審査項目	配点	審査事項
1 業務実績	10点	(1) 類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を生かした成果を上げているか。
2 実施体制	15点	(1) 本事業を確実に実施できる体制や必要な知識を有する人員が確保されているか。 (2) 実施スケジュールは適切か。
3 実施内容	50点	(1) 提案内容は、本事業の目的や仕様を適切に理解し、介護予防や健康増進に資する実効性のあるものとなっているか。 (2) 提案内容は具体的で、実現可能なものとなっているか。 (3) 高齢者が興味関心を持ち、参加意欲に繋がる内容であるか。 (4) 本事業に有効と思われる独自の提案や工夫があるか。
4 安全面への対策	15点	(1) 緊急時の対応がとれる体制があり、緊急時対応のマニュアルを制定しているか。
5 提案価格	10点	(1) 提案内容に対し提案価格は適正か。
合計	100点	

- ・選定員3人が評価基準に沿って選定を行い、1人当たり100点満点で採点します。
- ・選定員3人の評価点数を合計し、合計点数が180点以上、かつ、最も点数が高い企画提案者を採択者とします。ただし、これにより選定することが難しい場合には、選定員間で協議し、採択者を決定します。
- ・応募が1事業者のみの場合でも、審査の結果、合計点数が180点を超過している場合には、採択者とします。